

台湾における会計制度の国際化

仲尾次洋子

Internationalization of the accounting system in Taiwan

Yoko Nakaoji

要 旨

企業活動のグローバル化の進展に伴って、各国において国際会計基準の導入が緊急の課題となっている。本稿では、台湾における会計制度の国際化の現状と課題を明らかにすることを試みた。その結果、台湾においては、グローバル・スタンダードとしてのIAS/IFRSの導入のみならず、会計基準設定機関や会計基準設定プロセスにわたっても、会計の国際化が進展しつつあるといえた。一方で、IAS/IFRSの導入は、会計処理の複雑さや財務諸表への影響から、台湾企業に及ぼす影響が少なくないことも明らかになった。したがって、IAS/IFRSの導入は、会計制度のみならず、投資意思決定、すなわち企業経営そのものの変革をも迫るものとなるであろう。とはいえ、グローバルに活動する台湾企業、そしてグローバルに存在する投資家を背景に、IAS/IFRSの導入は世界的な潮流としてもはやのがれることはできない。したがって、台湾の会計基準設定機関は、会計制度の国際水準を明示し、国際資本市場のアナリスト・投資家の関心を惹き付け、台湾企業の資金調達に資するよう、IAS/IFRSに合致した財務諸表の作成を促進しなければならない。

キーワード：国際会計基準，コンバージェンス，台湾

Abstract

This paper attempts to clarify the present situation and the general problems associated with the internationalization of the accounting system in Taiwan. We conclude that in Taiwan, not only has the introduction of international accounting standards progressed, but also the accounting standards board and its decision process have evolved. On the other hand, this research clarifies that the introduction of international accounting standards has a serious impact on enterprises in Taiwan. Therefore their introduction demands a reform of not only the accounting system but also of investment decision making, and thus of the general management of business. However they cannot avoid the world trend of international accounting standards. Consequently the standards board in Taiwan has to clarify the level of the accounting system used, and should promote the preparation of financial statements in accordance with international accounting standards.

Key words : International Accounting Standards, convergence, Taiwan

1. はじめに

各国企業の経済活動の急速かつ広範なグローバル化のもとで、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board ; 以下、IASB とする) は会計基準のコンバージェンスを目指し精力的に活動しており、各国において国際会計基準 (International Accounting Standards ; 以下、IAS とする) ・国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards ; 以下、IFRS とする)¹⁾ の導入が緊急の課題となっている。そこで、本稿では、IAS/IFRS 導入の事例として、台湾における会計制度の国際化の現状と課題を明らかにする。

台湾は、第二次大戦後、政府の強力な主導のもとに、アジアの NIES としてめざましい経済発展を遂げてきた。台湾経済発展の原動力となったのは、積極的な外資導入政策である。資本市場の国際化に伴い、台湾では会計制度を国際的なレベルに引き上げるための努力がなされていると考えられる。そこで、筆者は、2001年の8月から9月にかけて、台湾上場企業300社を対象としたIASの導入に関する実態調査を行った。調査の目的は、日本流通企業の進出が著しい台湾において、企業進出のインフラとして欠かせない会計制度の国際化がどの程度進展しているかを把握するためであった。調査の結果、IASの導入に否定的な企業は見られず、IASの全面的採用、IASの部分的採用、IAS・国内基準両建てなど、なんらかの形でIASの導入を支持していた (山口・仲尾次 pp.38-40)。

そこで、本稿では、実態調査から5年が経過した現時点において、企業活動のグローバル化が進展する台湾における会計制度の国際化の現状と課題を明らかにすることを目的とする。具体的には、まず、台湾証券市場の対外開放および台湾企業の海外での上場・起債状況を取り上げ、台湾におけるIAS/IFRS導入の必要性を明らかにする。ついで、会計基準設定機関、会計基準設定プロセスおよび公表された一連の会計基準を考察することによって、台湾会計

制度の国際化の現状について明らかにする。さらに、IAS/IFRSが台湾企業に及ぼす影響について取り上げ、台湾における会計制度の課題について考察する。

2. 台湾におけるIAS/IFRS導入の必要性

各国におけるIAS/IFRS導入の必要性は、株式市場の対外開放の程度や自国企業の海外市場での上場あるいは起債に依存すると考えられる。したがって、本章では、台湾株式市場の対外開放と台湾企業の海外市場における上場・起債の現状を取り上げ、台湾におけるIAS/IFRS導入の必要性について明らかにする。

2.1 台湾株式市場の対外開放

「国際政治上微妙な地位にある台湾は、強い経済力をバックにして諸外国との緊密な関係を保ち、国際的な孤立化を避ける方針を採っている」(深津 p.69)。強い経済力をつけるために、1950年代以降、投資奨励条例や外国人投資条例などの法令によって大胆な外資導入政策が打ち出されてきた (吉川 2003, p.19)。1991年には台湾株式市場の対外開放が始まり、段階的に規制緩和が進められてきた。2003年には、投資上限額の規制も撤廃され、外国人投資家は、証券取引所への登録後、自由に株式投資を行うことができるようになった (吉川 2004, p.34)。このような規制緩和に伴って、台湾株式市場における外国人投資家の比率は表1に示されるように年々上昇している。

2.2 台湾企業の海外市場における上場・起債

台湾企業のグローバル化の進展は、海外市場における転換社債や預託証券の発行による資金調達に見られる。「その中でも欧州預託証券 (European Depositary Receipts ; EDR) と国際預託証券 (Global Depositary Receipts ; GDR) の多くはロンドンあるいはルクセンブルクの証券取引所で発行・売買されている」(周・李 p.65)。欧州連合 (Euro-

表1. 台湾市場における投資家別構成比率 (%)

| 年 | 株式保有 | | | | 株式売買高 | | |
|------|------|------|------|------|-------|------|-----------|
| | 個人 | 台湾企業 | その他 | 外国人 | 個人 | 台湾法人 | 外国人 |
| 1980 | 54.1 | 12.4 | 28.8 | 4.7 | - | - | - |
| 1990 | 51.1 | 14.1 | 26.3 | 8.5 | - | 96.7 | 3.3 0.0 |
| 2000 | 55.4 | 21.7 | 14.2 | 8.8 | - | 86.1 | 10.3 3.6 |
| 2001 | 52.0 | 22.6 | 16.2 | 8.8 | 0.5 | 84.4 | 12.7 5.9 |
| 2002 | 50.7 | 22.4 | 14.9 | 11.3 | 0.7 | 82.3 | 10.1 7.7 |
| 2003 | 50.2 | 22.4 | 14.8 | 11.2 | 1.5 | 77.8 | 11.5 10.7 |
| 2004 | 48.0 | 21.4 | 13.7 | 15.8 | 1.1 | 75.9 | 11.6 12.5 |
| 2005 | 45.9 | 22.2 | 13.2 | 18.0 | 0.8 | 68.8 | 13.3 17.9 |

出所：台湾証券交易所 (<http://www.tse.com.tw/en/>)

pean Union ; 以下、EU とする) は、2002年7月、EU 域内で設立された約7000社の上場企業に対して、2005年1月以降に始まる営業年度より IAS/IFRS を採用した財務諸表の作成及び開示を義務づけた。さらに、EU 域外で設立された企業に対しても、2007年度1月以降に始まる営業年度より、EU 域内で証券を上場・起債する際およびその後に業績報告を行う際に、財務諸表の作成及び開示において依拠している母国の会計基準が IAS/IFRS と同等であると判断された場合を除き、IAS/IFRS へ準拠した財務諸表を作成及び開示すること、あるいは追加的な情報を開示することが要求される。したがって、EU 域内において上場・起債している台湾企業は、事実上、IAS/IFRS の採用を義務づけられることになり、資金調達に困難が生じる。

このように、対外開放が進む台湾株式市場、および海外市場における上場・起債による資金調達が進む台湾企業を背景に、台湾における IAS/IFRS の導入は回避できない状況にあるといえる。

3. 台湾会計制度の国際化

会計制度の国際化はさまざまな観点から評価できると考えられるが、ここでは会計基準設定機関、会計基準設定プロセスおよび公表された一連の会計基準を取り上げ、台湾における会計制度の国際化について考察する。これらを取り上げる理由は、会計基準の調和化から統一化を目指し IASC から組織改編された IASB に対応する各国会計基準設定機関の条件として、「常勤者を有する本格的な会計基準設定機関を有すること、デュー・プロセスを通じた公開性・透明性を確保すること、資金関係を含めた利害関係者からの独立を保つことが必要とされる」(平松 p.7) からである。

3.1 会計基準設定機関

台湾における会計基準設定機関は、1984年に財政部によって設立された財団法人中華民国会計研究發展基金会(財團法人中華民國會計研究發展基金會; 以下、基金会)

表2. 財務会計準則公報一覧

| 番号 | 財務会計準則タイトル | 公布年月 | 最新の改訂年月 |
|------|--|----------|----------|
| 第1号 | 財務会計概念フレームワーク及び財務諸表の作成(財務會計觀念架構及財務報表之編製) | 1982年7月 | 2005年12月 |
| 第2号 | リース会計処理準則(租賃會計處理準則) | 1982年10月 | 2000年11月 |
| 第3号 | 利息資本化の会計(利息資本化會計準則) | 1982年2月 | 2001年1月 |
| 第5号 | 長期株式投資の会計処理準則(長期股權投資會計處理準則) | 1984年4月 | 2005年12月 |
| 第6号 | 関連当事者取引の開示(關係人交易之揭露) | 1985年6月 | |
| 第7号 | 連結財務諸表(合併財務報表) | 1985年12月 | 2005年12月 |
| 第8号 | 会計変更及び前期損益調整の処理準則(會計變動及前期損益調整之處理準則) | 1986年6月 | |
| 第9号 | 偶発事象及び後発事象の処理(或有事項及期後事項之處理準則) | 1986年9月 | |
| 第10号 | 棚卸資産の評価と表示(存貨之評價與表達) | 1987年5月 | |
| 第11号 | 長期工事契約の会計処理 理準則(長期工程合約之會計處理準則) | 1987年7月 | |
| 第12号 | 法人所得税低減の会計処理(所得稅抵減之會計處理準則) | 1987年12月 | 2001年11月 |
| 第13号 | 不良債権再構築の会計処理(財務困難債務整理之會計處理準則) | 1988年6月 | |
| 第14号 | 外貨換算の会計処理 理準則(外幣換算之會計處理準則) | 1988年12月 | 2005年9月 |
| 第15号 | 会計方針の開示(會計政策之處露) | 1989年5月 | 2005年9月 |
| 第16号 | 財務予測の要点(財務預測編製要貼) | 1989年12月 | |
| 第17号 | キャッシュ・フロー計算書(現金流量表) | 1989年12月 | 2005年9月 |
| 第18号 | 年金の会計処理(退休金會計處理準則) | 1991年12月 | 2005年9月 |
| 第19号 | 創業期の会計処理準則(創業期間之會計處理準則) | 1992年6月 | 2002年3月 |
| 第20号 | セグメント別情報の開示(部門別財務資訊之揭露) | 1992年6月 | |
| 第22号 | 法人所得税の会計処理(所得稅之會計處理準則) | 1994年6月 | 2005年9月 |
| 第23号 | 中間財務諸表の報告及び開示(期中財務報表之表達及揭露) | 1995年2月 | 1999年7月 |
| 第24号 | 1株当たり利益(每股盈餘) | 1995年7月 | 2001年11月 |
| 第25号 | 合併・パーチェス法の会計処理(企業合併-購買法之會計處理) | 1996年3月 | 2005年12月 |
| 第28号 | 銀行の財務諸表の開示(銀行財務報表之揭露) | 1999年3月 | 2005年9月 |
| 第29号 | 政府補助金の会計処理準則(政府補助之會計處理準則) | 1999年6月 | |
| 第30号 | 金庫株の会計処理準則(庫藏股票會計處理準則) | 2000年7月 | 2001年9月 |
| 第31号 | 合併投資の会計処理準則(合併投資之會計處理準則) | 2000年9月 | 2005年9月 |
| 第32号 | 収益認識の会計処理(收入認列之會計處理) | 2002年6月 | 2005年9月 |
| 第33号 | 金融資産の移転及金融負債の消滅の会計処理準則(金融資産之移及負債消滅之會計處理準則) | 2003年5月 | |
| 第34号 | 金融商品の会計 理準則(金融商品之會計處理準則) | 2003年12月 | 2005年9月 |
| 第35号 | 資産減損の会計処理準則(資産減損之會計處理準則) | 2004年12月 | 2005年12月 |
| 第36号 | 金融商品の報告及び開示(金融商品之表達與揭露) | 2005年6月 | |

出所: <http://www.accounting.org.tw>

であり、政府機関の代表者、公認会計士、学者および産業界の代表者から構成される、常勤者を有する常設の機関である。同基金会は米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; 以下、FASB) と同様の機能を有しているとされ、会計基準の設定は同基金の財務会計準則委員会が行っている。

3.2 会計基準設定プロセス

会計基準設定プロセスは、IASB や FASB と同様に、次のようなデュー・プロセス (due process) を採っている (Chang, Y. H p.64)。

- 問題を識別する。
- 公開草案を作成する。
- 利害関係者からの意見を要請したり、必要な場合には公聴会を開催する。
- 公開草案を改定する。
- 準則公報を公表する。

3.3 会計基準

台湾における会計基準の設定は、1982年に中華民国会計士協会全国連合会の財務委員会により、財務会計準則公報第1号として『一般公認会計原則集編』を公表したことから始まった。その後、現在の会計基準設定機関である財務会計準則委員会は、1996年にIASとの調和化促進を表明し、未制定の準則公報についてはIASに準拠し、すでに制定された準則公報のうちIASとの乖離が大きいものについては、会計事務所や実務界の要請があれば当該乖離の調整について検討するとしている (飯沼 p.45)。2006年10月現在までに公表された準則公報は表2のとおりである。

表2に示されるように、1996年の財務会計準則委員会によるIASとの調和化促進の表明から、新たに公表された準則公報が10準則、改訂された準則公報が21準則ある。

このように、台湾においては、常勤者を有する常設の

基金会・財務準則委員会が、公開制・透明性の高いデュー・プロセスを通じ、IASとの調和化を図った一連の会計基準を公表している。したがって、台湾においては、グローバル・スタンダードとしてのIAS/IFRSの導入のみならず、会計基準設定機関や会計基準設定プロセスにわたっても、会計の国際化が進展しているといえる。

4. IAS/IFRS が台湾企業に及ぼす影響

会計基準の新設や改訂に際しては、それが企業にどのような影響をもたらすかについて考慮されなければならない。周・李は、事前に現行の台湾会計基準および実務とIAS/IFRSの差異が財務諸表に及ぼす影響を把握することができれば、IAS/IFRSによる財務諸表の全体を作成するプロセスにおいて有益となるとし、「IAS/IFRS採用の複雑度」と「財務諸表への影響の大小」を図1のように分析している。

図1によれば、「連結財務諸表 (合併財務報表)」、「従業員株式報酬 (員工認股權憑證・員工紅利之發放) および「金融商品の会計処理 (金融商品之會計處理)」は、現行の台湾会計基準・実務とIAS/IFRSとの差異によって財務諸表に重大な影響をもたらすか、IAS/IFRSを採用することで会計処理が複雑になると項目と考えられる²⁾。そこで、周・李は、これらの3項目に関する現行の台湾会計基準・実務とIAS/IFRSの処理、および台湾企業がこれらの差異にどのように適応すべきかについて、表3のように分析している。

表3から、IAS/IFRSが台湾企業に及ぼす影響は以下のように整理できる。

連結の範囲が「持株基準」から「実質支配力基準」に拡大されたため、投資構成に関する意志決定を行う場合、連結財務諸表への影響を考慮しなければならない。年度連結財務諸表に加え、中間連結財務諸表を作成しなければならないため、個別財務諸表にも連結財務諸

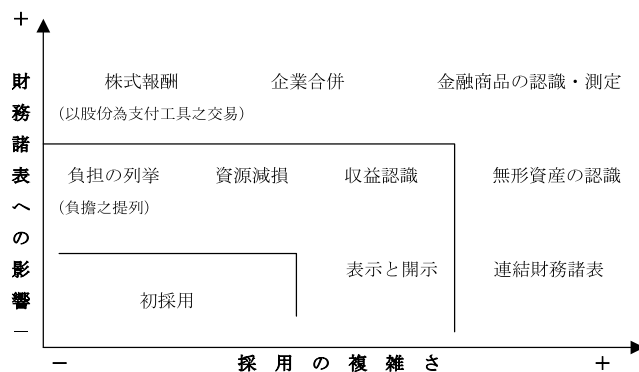


図1. IAS/IFRS 採用の複雑さと財務諸表への影響

出所：周建宏・李宜樺[2004]「國際財務報告準則 - 跨國企業不得不知的課題」『會計』財團法人中華民國會計研究發展基金會227号, 66頁。

表3. 台湾現行基準・実務と IAS/IFRS との差異

| | 台湾現行基準・実務 | IAS/IFRS | 適用方法 |
|-----------|---|--|--|
| 連結財務諸表 | 連結財務諸表は補足財務諸表であり、年度末にのみ要求され、中間時には親会社の個別財務諸表のみが要求される。重要性のレベルに達していない子会社は連結を免除される。子会社は持株基準によって定義される。 | 連結財務諸表は主要財務諸表であり、特別な状況を除き、IAS/IFRS の財務諸表に合致したものが連結財務諸表に含まれる。中間時も同様である。重要性に関する明確な排除条項はないが、支配力を有する投資企業はすべて連結する。子会社は実質支配力基準によって定義される。 | IAS/IFRS の規定に基づき連結財務諸表に含める子会社を考慮すべきであり、年度および中間とも連結財務諸表を作成する。個別財務諸表にも連結財務諸表のフォームを利用し、作成時間および労力の削減を図る。投資構成に関する意思決定を行う場合は、IAS/IFRS に基づき連結財務諸表への影響に注意しなければならない。 |
| 従業員株式報酬 | 従業員に対する株式報酬は、公正価値以外の価値評価法を選択採用する。現行の法令規定によれば、上場企業が株式を発行する際、その価格が発行日における目標株券の最終相場を下ってはならず、従業員報酬は原価すなわちゼロで計算され、公正価値評価による影響は財務諸表の脚注においてのみ必要とされる。 | 企業が特別な目的で支配するならば、個別・連結財務諸表に含めなければならない。従業員に対する株式報酬は、公正価値で評価しなければならない。従業員賞与（配当）は給料とし、市場価格で記入する。 | IAS/IFRS の下では、従業員に対する株式報酬は財務諸表上の損益額に重大な影響を及ぼす。特に株価が相対的に高いハイテク産業ではその衝撃が最も大きい。このような衝撃を回避するために最良の方法は、代替的な従業員報酬を検討することである。 |
| 金融商品の会計処理 | 長期先物外国為替契約以外、金融派生商品に関する会計処理の規定はなく、実務上はすべてが記帳されるわけではない。実務上、現行は企業が引き受けた為替先物契約は、会計上ヘッジ取引の処理として多く見られる。金融派生商品の会計概念および処理基準はない。 | 所有する金融派生商品でヘッジ会計の処理に合致するものを除き、公正価値により評価され、かつ公正価値の変動は当期の損益とされる。ヘッジ会計の処理準則と合致する厳格な規範 一定の条件を満たせば、金融派生商品と主契約に分離され、公正価値によって評価される。 | 企業のヘッジ取引戦略に基づき IAS/IFRS 規定の文章と一致させる準備をし、IAS/IFRS の規定に基づき、ヘッジを評価する有効な方法を確立する。しかし、現行の台湾企業の状況によると一致させることは極めて困難である。専門家の協力を求め、金融派生商品の公正価値を決定し、金融商品をどのように識別、分離し、財務諸表に組み入れるかを決定する。投資意思決定を行う前に、IAS/IFRS による財務諸表に対する影響の可能性を慎重に分析し、必要ならば専門家の協力を求めるべきである。 |

出所：周建宏・李宜樺 [2004] 「國際財務報告準則 - 跨國企業不得不知的課題」 『會計』財團法人中華民國會計研究發展基金會227号, 67頁。

表のフォームを利用し、作成コストの削減を図る。IAS/IFRS は貸借対照表アプローチによる公正価値を評価モデルとするため、損益額は純資産の公正価値の変動に多大な影響を受ける。したがって、株式以外の従業員報酬を検討しなければならない。金融派生商品が公正価値により評価され、かつ価値変動が当期の損益とされるため、投資意思決定を行う場合、財務諸表への影響を考慮しなければならない。

5. むすび

以上、企業活動のグローバル化が進展する台湾における会計制度の国際化の現状と課題を明らかにすることを試みた。

まず、台湾においては、株式市場の対外開放が進み外国人投資家の比率が年々増加していることと、海外市場における台湾企業の上場・起債を背景に、IAS/IFRS の導入は回避できない状況にあった。つづいて、会計制度については、常勤者を有する常設の基金会・財務準則委

員会が、公開性・透明性の高いデュー・プロセスを通じ、IAS との調和化を図った一連の会計基準を公表している。したがって、台湾においては、グローバル・スタンダードとしての IAS/IFRS の導入のみならず、会計基準設定機関や会計基準設定プロセスにわたっても、会計の国際化が進展しつつあるといえる。一方で、IAS/IFRS の導入は、会計処理の複雑さや財務諸表への影響から、台湾企業に及ぼす影響が少なくないことも明らかになった。とりわけ、歴史的原価が主軸的会計処理基準であった以前とは違い、IAS/IFRS は貸借対照表アプローチによる公正価値を評価モデルとし、損益額は純資産の公正価値の変動に多大な影響を受ける。したがって、IAS/IFRS の導入は、会計制度のみならず、投資意思決定、すなわち企業経営そのものの変革をも迫るものとなるであろう。とはいえ、グローバルに活動する台湾企業、そしてグローバルに存在する投資家を背景に、IAS/IFRS の導入は世界的な潮流としてもはやのがれることはできない。したがって、台湾の会計基準設定機関は、会計制度の国際水準を明示し、国際資本市場のアナリスト・投資家の

関心を惹き付け、台湾企業の資金調達に資するよう、IAS/IFRS に合致した財務諸表の作成を促進しなければならない。

注

1. 現在の会計基準は、IASB の前身である国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee) により設定された IAS と IASB によって設定された IFRS から構成されており、本稿では、これらの会計基準を IAS/IFRS と略称する。なお、IASB から IASB への組織移行は2001年に行われた。
2. 金融商品の会計処理準則および連結財務諸表の会計については、2005年9月および12月に改訂されているが、これらについては稿をあらためて取り上げることにしたい。

引用文献

- 飯沼孝壮 [1996] 「台湾における国際会計基準 (IAS) 導入状況」『JICPA ジャーナル』496号。
- 大島正克 [1997] 「台湾の会計制度の国際化と調和化 - 国際会計基準 (IAS) との比較を中心として - 」『アジア研究所紀要』24号。
- 奥田 碩 [2005] 「わが国資本市場の機能強化」『月刊資

本市場』第239号。

徳賀芳弘 [2005] 「インターナショナル・アカウンティングへの再挑戦と「同質性評価」問題」『国際会計研究学会年報2005年度』。

平松一夫 [2002] 「会計基準と基準設定の国際的調和化をめぐる諸問題」『會計』第161巻第3号。

深津比佐夫 [1992] 『アジア NIES の会計』, 清文社。

山口夕妃子・仲尾次洋子 [2004] 「台湾流通企業における環境変化とその対応」『名桜大学総合研究所紀要』第6号。

吉川康之 [2003] 「貿易投資 Q&A」『交流』第696号。

吉川康之 [2004] 「貿易投資 Q&A」『交流』第712号。

周 建宏・李 宜樺 [2004] 「国際財務報告準則 - 跨國企業不得不知的課題」『會計』第227号。

Chang, H.Y. [1992] "Taiwan's Accounting Profession: A Response to National Economic Growth", The Journal of Accounting Education and Research, Vol. 27, No1.

謝 辞

本稿に関し、貴重かつ有意義なコメントをくださった匿名査読者の方々に深く感謝いたします。